

田布施町森林整備計画変更書

令和 6 年 3 月変更

計画期間

自	令和 4 年 4 月 1 日
至	令和 14 年 3 月 31 日

山口県田布施町

【変更理由】

地域森林計画に適合して変更を行うため、早生樹に関する事項及び花粉症対策にかかる内容について、森林法第10条の6第3項の規定に基づき、田布施町森林整備計画に定める事項を変更する。

なお、下記変更事項以外については、従前の計画書のとおりとする。

【変更事項】

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

- 1 樹種別の立木の標準伐期齢
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項

第4 早生樹に関する事項

第5 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

第6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

第9 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

V その他森林の整備のために必要な事項

- 2 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

目次

II	森林の整備に関する事項	3
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	3
1	樹種別の立木の標準伐期齢	3
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	3
第2	造林に関する事項	5
1	人工造林に関する事項	5
第4	早生樹に関する事項	追加
第5	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	10
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	10
第6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	13
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	13
第9	その他必要な事項	16
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	16
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	17
V	その他森林の整備のために必要な事項	19
2	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	追加
3	生活環境の整備に関する事項	20
4	森林整備を通じた地域振興に関する事項	20
5	森林の総合利用の推進に関する事項	20
6	住民参加による森林の整備に関する事項	20
7	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	20
8	その他必要な事項	21

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

主要樹種の立木の標準伐期齢は、次のとおりとする。

なお、標準伐期齢は、標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるもので、標準伐期齢に達した森林の伐採を義務付けるものではない。

地 域	樹 種						
	ス ギ	ヒノキ	<u>コウヨ ウザン</u>	マ ツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
全域	40年	45年	<u>15年</u>	30年	45年	10年	20年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐は、更新を伴う伐採であり、その方法は、皆伐、又は択伐によるものとする。

伐採後の適確な更新の確保に当たっては、あらかじめ適切な更新方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合は、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮するとともに、稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理する。また、人工造林により行われる場合には、伐採後の地拵えや植栽等の支障とならないよう枝条類を整理する。

また、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持並びに溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、人工林・天然林を問わず所要の保護樹帯を設置する。

さらに、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

なお、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の植栽、広葉樹の導入等に努める。

また、特に成長に優れ、造林の省力化・低コスト化及び収穫までの期間短縮が期待できるエリートツリー（第2世代精英樹等）や早生樹についても導入を促すとともに、花粉の少ない苗木の増加に努める。

（1）人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、気候、地形、土壌等の自然条件を把握した上で、適地適木を原則として、木材の利用状況等を勘案するとともに、郷土樹種や広葉樹も考慮して、次のとおりとする。

区分	樹種名
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、 <u>コウヨウザン</u> 、アカマツ、クロマツ、コウヤマキ、イヌマキ、モミ等の針葉樹及びクヌギ、コナラ、ケヤキ、ヤブツバキ、ク

	スノキ、ヤマザクラ、 <u>センダン</u> 、ヤマグワ、モッコク、イヌエンジュ、サカキ、イタヤカエデ、ウリハダカエデ、ヤマモモ、クリ、シイ類、カシ類等の広葉樹
--	--

注 上記に定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町林務担当課とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

第4 早生樹に関する事項

再生林の確実な実施が求められる中、従来からの造林樹種に比べて特に成長に優れた早生樹については、再生林の省力化、低コスト化及び短伐期化が可能な樹種として、活用が期待されている。

このため、これまでの人工造林に関する指針に加え、代表的な樹種の施業モデルを示す。

なお、早生樹は、水分、養分、陽光等への要求度が高く、適地に植栽してはじめてそのポテンシャルを発揮することから、各樹種の特性に十分留意の上、植栽地を決定する。

1 早生樹の施業モデル

(1) コウヨウザン

土壌が深く、肥沃で湿潤な土地に植栽する。

また、風害に弱いとされることから、風衝地や風が集まる場所への植栽は避ける。

なお、シカやノウサギによる苗木への被害が見られることから、生息地での植栽時には対策が必要である。

ア 人工造林の標準的な方法

(ア)人工造林の植栽本数

植栽本数 (本/ha)	1,500 本程度
-------------	-----------

イ 保育の標準的な方法

保育の種類	実施林齢														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下刈り	○	○	○	△	△										
除伐															○

注 間伐は必要に応じて実施する。

(2) センダン

光要求度が高く、被陰下への植栽は成長の著しい低下を招くことから避けるものとし、谷部や斜面下部、平地などの肥沃で湿潤、かつ排水が良好な土地に植栽する。

また、凍害に弱いことから、高標高地での植栽は避ける。

なお、苗木へのシカの食害が見られることから、生息地での植栽時には対策が必要である。

ア 人工造林の標準的な方法

(ア)人工造林の植栽本数

植栽本数 (本/ha)	400 本程度
-------------	---------

注 低密度植栽は、補植や適切な保育管理を前提とする。

イ 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

施業体系	間伐時期 (年)	
	初回	2回目
仕立本数 70 本/ha	5～6	8～9

ウ 保育の標準的な方法

保育の種類	実施林齢														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下刈り	○	○	△												
芽かき	直材生産を目指す場合は、目標材長が確保できるまで芽かきを行う														

注 植栽後は、適宜つる切りを実施する。

第5 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(2) 施業の方法

1 (1) で区域の設定を行った公益的機能別施業森林における森林施業の方法については、次表のとおりとし、森林の区分については別表2に定める。

区域名	森林施業の方法																							
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(水源涵養機能維持増進森林)	<p>当該区域においては、伐期の間隔を拡大するとともに、皆伐によるものについては伐採面積の規模縮小を図る。</p> <p>なお、当該区域内の森林における伐期齢の下限を次のとおり定める。</p> <p>森林の伐採齢の下限</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">地域</th> <th colspan="7">樹種</th> </tr> <tr> <th>スギ</th> <th>ヒノキ</th> <th>コウヨ ウザン</th> <th>マツ 類</th> <th>その他 針葉樹</th> <th>クヌギ</th> <th>その他 広葉樹</th> </tr> <tr> <td>全域</td> <td>50年</td> <td>55年</td> <td>25年</td> <td>40年</td> <td>55年</td> <td>20年</td> <td>30年</td> </tr> </table>	地域	樹種							スギ	ヒノキ	コウヨ ウザン	マツ 類	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹	全域	50年	55年	25年	40年	55年	20年	30年
	地域		樹種																					
		スギ	ヒノキ	コウヨ ウザン	マツ 類	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹																
全域	50年	55年	25年	40年	55年	20年	30年																	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林)	<p>これらの区域においては、複層林施業を行う。</p> <p>なお、特にこれらの公益的機能の発揮を図るべき森林については択伐による複層林施業を行う。</p> <p>ただし、適切な伐区の形状、配置等により、伐採後の林分においても、機能の確保が可能と見込まれるものにあつては、長伐期施業(標準伐期齢の概ね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業)により皆伐を行うことも可能とする。</p>																							
快適な環境の形成の機能の維持増進を図	<p>この場合、長伐期施業を推進すべき森林における皆伐については、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。</p>																							

<p>るための森林施業を推進すべき森林(快適環境形成機能維持増進森林)</p>	<p>また、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために必要な場合には、特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行う。</p>																														
<p>保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(保健機能維持増進森林)</p>	<p>長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域</th> <th colspan="7">樹種</th> </tr> <tr> <th>スギ</th> <th>ヒノキ</th> <th>コウヨウザン</th> <th>マツ類</th> <th>その他針葉樹</th> <th>クヌギ</th> <th>その他広葉樹</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全域</td> <td>64年</td> <td>72年</td> <td>24年</td> <td>48年</td> <td>72年</td> <td>16年</td> <td>32年</td> </tr> </tbody> </table>								地域	樹種							スギ	ヒノキ	コウヨウザン	マツ類	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹	全域	64年	72年	24年	48年	72年	16年	32年
地域	樹種																														
	スギ	ヒノキ	コウヨウザン	マツ類	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹																								
全域	64年	72年	24年	48年	72年	16年	32年																								

第6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するに当たっては、不在村森林所有者を含めた森林所有者等への働きかけを行うとともに、長期の施業の受委託などにより施業集約化に取り組む森林組合等に対する情報提供、助言・あっせん等を行う。

その際、長期の施業等の委託が円滑にすすむよう、林地台帳制度等の運用による森林所有者情報の制度向上を図るとともに、その情報提供を促進する。あわせて、航空レーザ計測・解析等により新たに整備した森林資源情報の公開についても促進する。

第9 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(2) 林業に従事する者の確保

林業に従事する者の確保にあたっては、就業相談会の開催、就業体験等の実施及び技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成支援により、段階的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、県が定める「林業労働力の確保の促進に関する基本計画」を踏まえ、林業労働力の確保に総合的に取り組む。

また、林業従事者の通年雇用化や社会保険の加入促進、技能等の客観的評価の促進等により、他産業並みの労働条件の確保等雇用管理の改善並びに事業量の安定確保、生産性の向上等による事業の合理化を一体的・総合的に促進するとともに、その支援体制の整備に努めるものとする。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

(1) 木材加工・流通体制の整備

木材加工・流通体制の整備については、地域における木材の需給や森林資源の保続を確保する取組の実施状況等を踏まえて、木材加工流通施設の高効率化、規模拡大、工務店等との連携による特色ある取組等を通じ、建築、土木、製紙、エネルギー等の多様な分野における需要者のニーズに即した品質及び強度性能の明確な木材製品を低コストで安定的に供給し得る体制の整備に努める。

また、合法的に伐採されたことが確認できた木材・木材製品を消費者・実需者が選択できるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平

成28年法律第48号)に基づき、合法伐採木材等の流通及び利用について、関係者一体となって推進するよう努める。

(2) 林産物（特用林産物）の生産・流通・加工・販売施設の整備計画

V その他森林の整備のために必要な事項

2 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避ける。

また、土石の切取り、盛土その他の土地の形質の変更を行う場合には、気象、地形及び地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行う。

さらに、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置、環境の保全等のための森林の適正な配置等の適切な措置を講ずる。

なお、太陽光発電設備を設置する場合には、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観へ及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引き下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得るための取組の実施等に配慮する。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、住宅造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）の厳正な運用に努めること。

3 生活環境の整備に関する事項

4 森林整備を通じた地域振興に関する事項

5 森林の総合利用の推進に関する事項

6 住民参加による森林の整備に関する事項

7 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

8 その他必要な事項